

平成 26 年 6 月議会

## 第 5 委員会 議案説明資料

一般議案

- 議案第142号 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について 1 頁  
(博多区南本町二丁目)

平成 26 年 6 月 26 日

道路下水道局



## 議案第142号

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成26年6月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

本件は、市道の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要がある  
ので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
<b>※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。</b>	253,722円

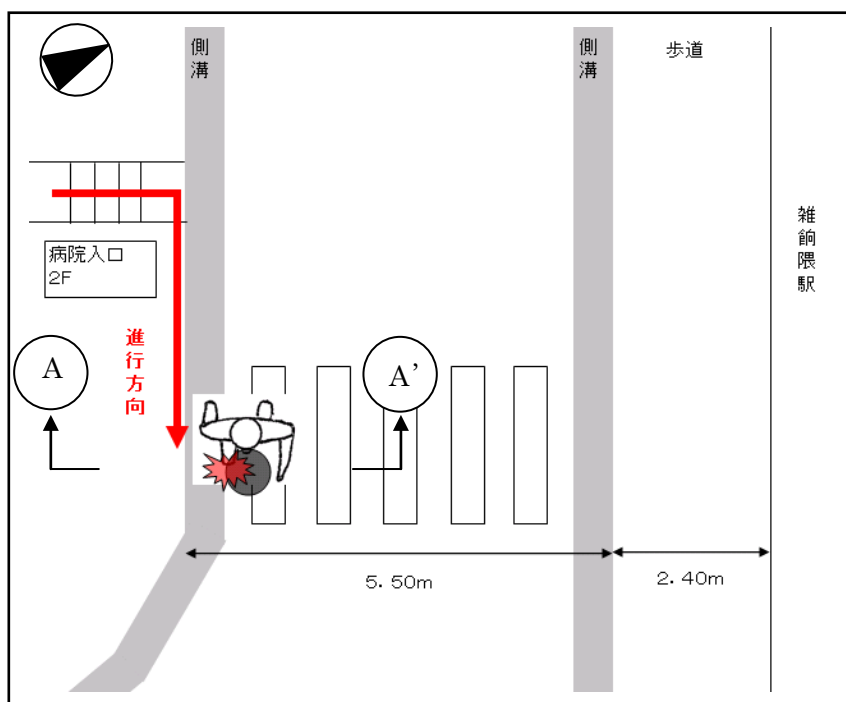
## 2 事件の概要

平成25年6月7日午前10時頃、相手方〇〇〇〇〇氏が、市内博多区南本町二丁目1番9号付近の市道を歩行中、当該市道に設置されていたマンホールの周囲の舗装が沈下して段差が生じていたため、当該箇所にて右足を取られ、転倒して負傷し、損害が生じたものである。

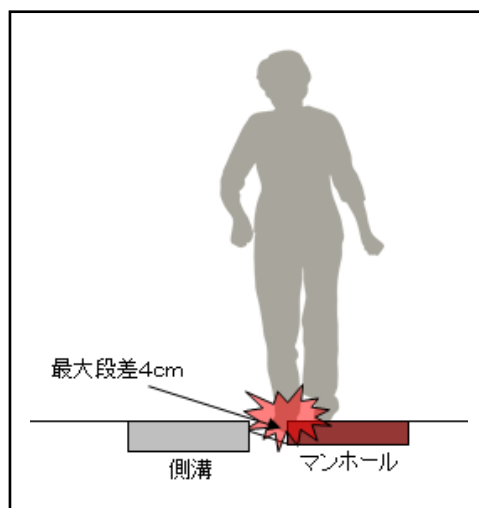
## 位置図



## 平面図



## A - A' 断面図



人的損害	845,740 円
物的損害	0 円
損害額計	845,740 円
市の過失割合	3 割
損害賠償額	253,722 円

現場状況（遠景）

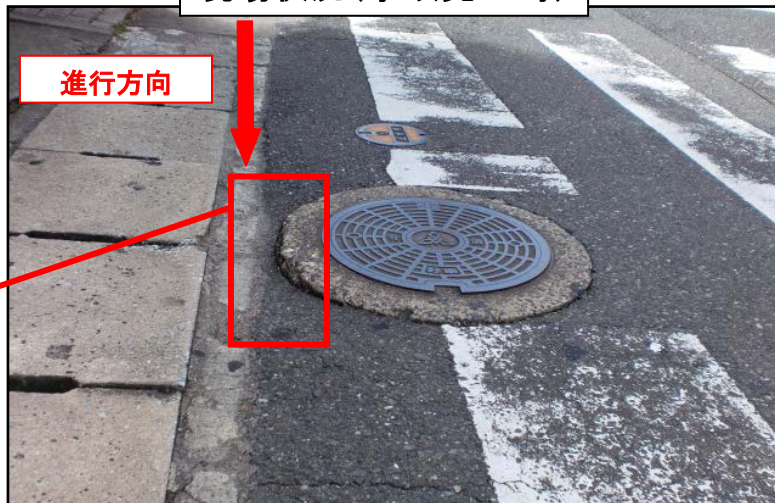
進行方向



現場状況（事故発生時）

箇所拡大

進行方向



補修後

移設

